

「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務
公募型プロポーザル選定要領

（目的）

第１ 本要領は「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から優先交渉権者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

（選定方法）

第２ 選定にあたっては、提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について評価し、優先交渉権者の選定を行う。

（確認及び審査実施者）

- 第３ 参加者が、当該公募型プロポーザルの募集にあたり定める参加資格を満たしていることの確認は、障がい者支援課が行う。
- ２ 参加資格の適否通知については、参加申込書の提出者すべてに、参加表明書に記載のメールアドレスへ電子メールにて通知する。
- ３ 提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等の審査は、「ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務受託候補者選定委員会が行う。

（選定の基準）

第４ 選定基準及び項目は、ふじさわ障がい者プラン２０３２（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル選定基準表において定める。

（選定の方法）

- 第５ 第４に定める選定の基準及び項目に基づき評価及び採点を行う。
- ２ 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価及び採点を行う。
- ３ 審査項目については以下のとおり点数化する。
- （１）事務局評価点 ２０点
「調査等実績」、「職員配置計画」の項目について事務局が書類審査を行い、点数化する。
- （２）評価者評価点 ６０点
提案書及びプレゼンテーションの内容について評価者が点数化する。
- （３）価格点 ２０点
見積金額について事務局が点数化する。
- ３ 参加者が１者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づく審査を実施する。

(優先交渉権者の選定)

第6 第5に定める審査の結果、各評価者が評価した得点を参加者ごとに合計し、その合計が最も高い参加者から合計点の高い順に順位を付し、当該順位の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

2 前項の場合において、順位の合計点が同点であった場合は、第4に定める選定基準表における審査項目「知識及び技術（１）～（３）」について３項目の合計得点の高いものを上位の順位者とする。

3 前項の場合において、評価点の合計が最も高い参加者が２者以上あった場合は、第4に定める選定基準表における審査項目「知識及び技術（２）」により優先交渉権者を選定する。

4 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、合計評価点が高い者から順に候補者とする